



知多事務所近くの佐布里池では、毎年恒例の梅まつりが開催されています。25種約6千本の梅が咲き誇る県内一の梅林です。山の斜面一面を彩る梅の林は圧巻です。花が見ごろを過ぎた6/6(土)には、市の天然記念物に指定されている佐布里梅の収穫体験を楽しむことができるわくわく梅ちぎりが開催されます。ぜひ遊びにいらしてください。



1. 高齢者



2. 事業譲渡

● 高齢者の労働災害防止のための指針

～令和8年4月1日から開始～

→ 昨年の労働安全衛生法の改正を受け事業主の**努力義務**となった**高齢者の労働災害防止**のための措置について、具体的な内容が書かれた指針が公表されました。

< **高齢者の労働災害防止のための指針** >

(**事業主**が講ずべき措置) おもなもの

◆ 安全衛生管理体制の確立等

→ **経営トップ**による方針表明・体制整備、安全衛生委員会等での調査審議、危険源の特定等リスクアセスメントの実施

◆ 職場環境の改善

→ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入、**高齢者の特性**を考慮した作業管理。階段にてすりをつけたり段差を解消したり、警報音は中低音域にしたり等。

◆ 高齢者の健康や体力の状況の把握

◆ 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

→ 個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置、高齢者の状況に応じた業務の提供、**心身両面**にわたる健康保持増進措置

◆ 安全衛生教育

→ **筋力や認知機能の低下**、フレイルやロコモティブシンドローム等、高齢者の特性を考慮して対策を考えてみるようにしましょう。

● 事業譲渡・合併の指針、改正！

～企業価値担保権と事業譲渡～

→ スタートアップ企業等が融資を受けやすくする**企業価値担保権**の創設を受けて、**労働者保護**のため指針が改正されました(令和8年5月25日から開始)。この担保権を活用した融資は、**事業全体の価値**が担保価値となります。

< **事業譲渡・合併の指針に追加された項目** > おもなもの

■ 企業価値担保権の設定時

(**会社**が行うことが望ましいこと)

会社の環境や経営課題等について、労働者と意見交換を行い、労働者・労働組合等の意見も踏まえながら、労働組合等に対する**情報提供**等の促進に向けて取り組むこと。

■ 企業価値担保権の実行決定時

(**管財人**が行うこと)

事業譲渡。個々の労働者へ団体交渉等権利の行使に必要な情報を提供。承継予定労働者から**承諾**を得る。承継予定労働者・労働組合等との**事前の協議**を行うことが適当。原則、事業を解体せず雇用を維持しつつ承継。**労働債権**は優先的に弁済。

→ 事業譲渡は**特定承継**のため、労働者の**個別承諾(労働条件変更の場合は同意)**が必要になります。

→ 金融機関や信託会社は、場合によっては労働組合法上の**使用者性あり**とみられることもあるため注意が必要です。

今月のピックアップ



● 在職老齢年金で年金が減額される基準額、引き上げ！～R8.4から～

老齢厚生年金が減額される基準額が、月51万→**65万**へ引き上げられます。月の賃金(総報酬月額相当額)と老齢厚生年金の合計が65万以下の場合は、年金はカットされません。

● 労災保険料率、変更なし！～昨年度と同じ率のまま～

R8.4からの労災保険料率は、変更なしです。全額事業主負担で、その他の各種事業の場合**3/1000**です。https://www.mhlw.go.jp/content/roumuhiritu_r05.pdf (厚生労働省より)

□ ■ お問い合わせ先 □ ■

〒460-0003

名古屋市中区錦2-15-19

アゼット錦ビル5B

中京社会保険労務士法人

電話:052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

